

次期自転車活用推進計画 施策 新旧対照表

参考資料1—1

目標	施策番号	実施すべき施策(第3次計画)	実施すべき施策(第2次計画)
目標1 安全で快適な自転車ネットワークの整備等による良好な自転車利用環境の実現	1	地方公共団体における自転車活用推進計画の策定及び計画に基づく施策の着実な実施を促進する。	目標1-施策1: 地方公共団体における自転車活用推進計画の策定及び計画に基づく取組の着実な実施を促進する。
	2	歩行者、自転車及び自動車適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進する。	目標1-施策2: 歩行者、自転車及び自動車適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進する。
	3	<u>自転車通行空間の確保を促進するため、路外駐車場や荷さばき用駐車スペースの整備、自転車通行空間上の違法駐車取締り等を推進する。</u>	目標1-施策3: 路外駐車場や荷さばき用駐車スペースの整備、自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進等により、自転車通行空間の確保を促進する。
	4	<u>多様な自転車や地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を推進する。</u>	目標1-施策5: 地方公共団体と鉄道事業者の連携を強化すること等により、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を推進する。
	5	地方公共団体における自転車活用推進計画、 <u>自転車ネットワーク計画策定</u> 等の効率化・高度化に向けて、情報通信技術の活用を推進する。	目標1-施策6: <u>シェアサイクルの運営</u> 、地方公共団体における自転車活用推進計画策定等の効率化・高度化に向けて、情報通信技術の活用を推進する。
	6	歩行者・自転車中心のまちづくりと連携し、生活道路における通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合的な取組を実施する。	目標1-施策7: 歩行者・自転車中心のまちづくりと連携し、生活道路における通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合的な取組を実施する。
目標2 自転車事故のない安全で安心な社会の実現	7	自転車利用者をはじめとする道路利用者全体の安全意識を醸成し、自転車の安全な利用を促進する。	目標4-施策17: 国民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、 <u>自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車利用者をはじめとする道路利用者全体の安全意識を醸成し、自転車の安全な利用を促進する。</u>
	8	<u>自転車の交通違反に対する交通反則通告制度の導入を踏まえ、「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心とした自転車利用者に対する指導・取締りの実施により、自転車利用の安全・安心な利用を促進する。</u>	(新設)
	9	<u>通学時の安全確保をはじめ、自転車の交通安全教育を推進する。</u>	目標4-施策18: <u>自転車を含む交通安全教育を推進するため、教職員に対する研修及び学校等における交通安全教室の開催等を推進する。</u>
	10	自転車の点検整備を促進する。	目標4-施策16: <u>自転車の安全な利用に寄与する人材の知識・技術の向上を促進し、より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の取組を促進する。</u>
	11	公園等の活用により、安全に自転車に乗れる環境の創出を促進する。	目標2-施策9: 公道や公園等の活用により、安全に自転車に乗れる環境の創出を促進し、障害者や幅広い年齢層におけるサイクリススポーツの振興を推進する。
	12	<u>情報通信技術等を活用し、自転車と自動車等の事故削減を推進する。</u>	(新設)
	13	地域社会の安全・安心の向上を図るため、災害時における自転車の活用を推進する。	目標4-施策21: <u>危機管理体制の強化、避難行動への活用等、災害時における自転車の活用を推進することにより、地域社会の安全・安心の向上を図る。</u>
	14	自転車損害賠償責任保険等への加入を促進する。	目標4-施策22: <u>都道府県等に対して自転車損害賠償責任保険等への加入を義務付ける条例の制定を促進するとともに、利用者等に対して情報提供を強化すること等により、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進する。</u>

目標	施策番号	実施すべき施策(第3次計画)	実施すべき施策(第2次計画)
目標3 自転車交通の役割拡大による地域の良好な移動環境の形成	15	自転車と地域の公共交通等との連携を促進する。	(新設)
	16	公共的な交通であるシェアサイクルの普及を促進する。	目標1-施策4:公共的な交通であるシェアサイクルと公共交通機関との接続強化や、サイクルポートの設置促進等により、シェアサイクルの普及を促進する。
	17	公共交通機関への自転車の持ち込みを促進する。	(新設)
	18	自転車の日常利用として、自転車通勤等を促進する。	目標2-施策11:自転車通勤等を促進するため、広報啓発の強化をはじめ総合的な取組を推進する。
	19	高い安全性を備えた自転車の普及を促進する。	目標4-施策14:自転車が備えるべき安全性に関する品質基準について、国民に分かりやすく示し、高い安全性を備えた自転車の普及を促進する。
	20	高齢者、障害者等多様な者が安全かつ快適に利用できる自転車の開発及び普及を促進する。	目標4-施策15:高齢者、障害者等多様な者が安全かつ快適に利用できる自転車の開発及び普及を促進する。
目標4 自転車利用の促進による活力ある健康長寿社会や脱炭素社会の実現	21	国民の健康に関する理解力を底上げし、自転車を利用した健康づくりを推進する。	目標2-施策10:国民の健康に関する理解力を底上げし、自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発を推進する。
	22	サイクリススポーツ、自転車競技の普及・振興を推進する。	目標2-施策8:自転車競技の普及・振興に向け、国際規格に合致した自転車競技施設の整備等を促進する。
	23	自転車の利用促進により、環境負荷の軽減を推進する。	(新設)
	24	自転車におけるサーキュラーエコノミーを推進する。	(新設)
	25	公共的な交通であるシェアサイクルの普及を促進する。 (16の再掲)	目標1-施策4:公共的な交通であるシェアサイクルと公共交通機関との接続強化や、サイクルポートの設置促進等により、シェアサイクルの普及を促進する。
	26	自転車の日常利用として、自転車通勤等を促進する。 (18の再掲)	目標2-施策11:自転車通勤等を促進するため、広報啓発の強化をはじめ総合的な取組を推進する。
目標5 サイクルツーリズム等の推進による観光地域づくりや地域の活性化	27	サイクルツーリズムの推進に向け、世界に誇るサイクリング環境を創出する。	目標3-施策13:官民が連携した走行環境の整備や、サイクリトレインの拡大等によるサイクリストの受入環境の整備等により、ナショナルサイクルルートをはじめとする世界に誇るサイクリング環境を創出するとともに、国内外へのPR等を行い、サイクルツーリズムを推進する。
	28	自転車活用による観光地域づくりを推進する。	(新設)
	29	障害者や幅広い年齢層におけるサイクリススポーツ、自転車競技、サイクルイベントの振興を通じた地域の活性化を推進する。	目標2-施策9:公道や公園等の活用により、安全に自転車に乗れる環境の創出を促進し、障害者や幅広い年齢層におけるサイクリススポーツの振興を推進する。
	30	自転車に関する国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致を推進する。	目標3-施策12:関係者が連携して、自転車に関する国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致を推進する。